

さいたま市の 犯罪被害者等支援について

さいたま市 市民局 市民生活部
市民生活安全課



1

本日お話しする主な内容

- ・さいたま市が犯罪被害者等支援を行う理由
- ・支援の内容
- ・支援の活用及び相談の状況
- ・皆様をお願いしたいこと



2

さいたま市が犯罪被害者等支援を行う理由

犯罪被害にあつと、このようなことが起きる場合があります

心身の不調

- 何も考えられない
- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 恐怖や怒り、強い不安感がある
- 自分を責めてしまう
- 眠れない、食欲がない
- 突然、被害にあった時のことを思い出してしまう

周囲の言動による傷つき

- 近所の人や友人が今までどおりに接してくれない
- 興味本位で事件のことを聞かれたり、うわさ話をされる
- マスコミが取材に来て、事件のことを聞かれるのがつらい

加害者からの更なる被害

- 仕返しをされるのではないかと怖くなる
- 謝罪や反省がない
- 裁判で責任逃れや事実ではないことを発言する

生活上の問題

- 心身の不調や裁判などで休むことに職場や学校の理解が得られず、仕事や学校を続けられない
- 医療費や弁護士費用など、多額のお金がかかる
- 自宅が事件現場のため、転居をしなければならない

捜査・裁判に伴う様々な問題

- 事件について何度も説明しなければならないことが負担である
- 慣れない裁判に出ることでストレスを感じる

理由①

警察だけでなく
**多くの機関が関わり
支援を行うことが必要**

理由②

市町村は
身近な窓口として
**生活に密着した
行政サービスを提供**

条例及び要綱

令和3年4月1日施行

さいたま市犯罪被害者等支援条例

さいたま市
犯罪被害者等
法律相談事業等
実施要綱

さいたま市
犯罪被害者等
見舞金の支給に
関する要綱

さいたま市
犯罪被害者等
日常生活等支援に
係る助成金の支給に
関する要綱

※要綱で、支給要件や金額など具体的な内容を定めています。

支援の対象となる犯罪被害①

「犯罪」の定義

「さいたま市犯罪被害者等支援条例」では…

犯罪等…犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう

「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」

「さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」

「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」では…

犯罪…条例に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為をいう

※刑法第35条（正当行為）、刑法第36条第1項（正当防衛）の規定により罰せられない行為及び過失による行為は除きます。

「犯罪」の定義は条例よりも要綱の方が限定的です。

5

支援の対象となる犯罪被害②

各要綱における、支援の対象となる「犯罪被害」の定義

犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病又は性犯罪を受けるものをいう

※各要綱の「重傷病」及び「性犯罪」の定義

重傷病…医師の診断により1ヶ月以上の療養かつ

3日以上入院を要する負傷又は疾病

性犯罪…刑法第177条（不同意性交等）、第179条第2項

（監護者性交等）（これらの未遂罪は除く）

刑法第181条第2項（不同意わいせつ等致死傷）

刑法第241条（強盗・不同意性交等及び同致死）

見舞金等の支給のため、明確な基準を設ける必要があったことから、支援の対象となる犯罪被害は限定されています。
※対象とならなくても相談は受けします。

6

支援の内容

法律相談

1回1時間、2回まで

見舞金の支給

遺族見舞金 30万円
重傷病見舞金 10万円
性犯罪被害見舞金 10万円

日常生活等支援

家事又は介護に関するサービス費用

(上限)
家事 1,500円/時間
介護 2,300円/時間
60時間まで

一時保育費用

(上限)
2,500円/日
10日まで

精神医療費用及び カウンセリング費用

(上限)
15万円

転居費用

(上限)
20万円

一時避難費用

(上限)
6,000円/泊
7泊まで

※各支援内容により、対象となる方の範囲や要件などが定められています。

7

さいたま市の他部署が担当する制度（一例）

部署名	制度や支援
各区役所 支援課（児童福祉係）	児童扶養手当、保育園、放課後児童クラブ
各区役所 支援課（障害福祉係）	障害者手帳、自立支援医療（精神通院医療）
各区役所 福祉課	生活保護
各区役所 高齢介護課	介護保険
各区役所 区民課	住民基本台帳事務における支援措置
大宮区役所 暮らし応援室	交通事故相談
人権政策・男女共同参画課	DV相談
こころの健康センター	こころの健康に関する相談
教育委員会	就学援助
住宅政策課	市営住宅

犯罪被害者等に特化した制度ではありませんが、要件に該当すればこれらの制度も活用できます。

8

支援の活用及び相談の状況①

さいたま市の条例施行後の相談件数及び支援の活用状況

年度	相談件数 (内、犯罪被害 に関するもの)	犯罪被害に関する相談の内訳										活用された 支援
		殺人	傷害	性 犯罪	交 通 事 故	D V	カ ス ト ー	虐 待	詐 欺	窃 盗	そ の 他	
令和3年度	76件 (54件)	1	11	7	13	5	1	0	4	4	8	見舞金 4件 転居費用 1件
令和4年度	51件 (40件)	2	7	8	11	4	1	1	3	0	3	法律相談 1回 見舞金 3件
令和5年度	49件 (45件)	0	7	13	13	2	0	1	2	0	7	法律相談 3回 見舞金 3件
令和6年度	45件 (36件)	1	12	10	6	1	1	1	2	0	2	見舞金 5件

相談件数は減少傾向ですが、見舞金の支給は毎年3～5件あります。
日常生活等支援はまずは制度があることを知ってもらい、活用につなげていきます。

9

支援の活用及び相談の状況②

全国・埼玉県・さいたま市の刑法犯認知件数

	令和3年			令和4年			令和5年		
	全国	埼玉県	さいたま市	全国	埼玉県	さいたま市	全国	埼玉県	さいたま市
刑法犯認知 件数総数	568,104件	40,166件	6,827件	601,331件	41,983件	7,113件	703,351件	49,653件	8,745件
凶悪犯	4,149件	269件	40件	4,437件	287件	53件	5,750件	413件	66件
粗暴犯	49,717件	3,263件	564件	52,701件	3,146件	555件	58,474件	3,347件	724件
窃盗犯	381,769件	27,979件	4,775件	407,911件	30,150件	4,957件	483,695件	36,351件	6,121件
知能犯	36,663件	1,762件	325件	41,308件	1,962件	390件	50,035件	2,229件	520件
風俗犯	7,880件	453件	91件	8,133件	468件	96件	11,774件	782件	163件
その他の 刑法犯	87,926件	6,440件	1,032件	86,841件	5,970件	1,062件	93,623件	6,531件	1,151件

凶悪犯…殺人、強盗、放火及び不同意性交等（強制性交等）をいう。
 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。
 窃盗犯…窃盗をいう。
 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
 風俗犯…賭博、わいせつ及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影象に係る電磁的記録の消去等に関する法律」に規定する罪をいう。
 その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

刑法犯認知件数と比較して相談件数が少ないことから、支援を活用できるのに受けていない方がいることが懸念されます。

10

支援の活用及び相談の状況③

令和5年度犯罪被害類型別等調査（警察庁ホームページから抜粋）

調査の背景・目的

本調査は、第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害類型に応じて犯罪被害者等が置かれている状況等、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態について調査を実施するものであり、同計画に盛り込まれた施策の更なる推進や、今後の各府省庁における施策の企画・立案等の検討に活用することを目的とする。

調査方法・調査対象

一般生活者を対象に、インターネット上に公開した調査票に既存のモニターがアクセスして回答するインターネット調査（Web調査）によって実施した。

インターネットによる調査モニター（20歳以上）から抽出した、過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族（遺族にあっては交通事故、暴力被害のみ）の方を対象とした。

財産被害／配偶者暴力／ストーカー行為等／児童虐待／性的な被害／交通事故／暴力被害

調査期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月7日（日）

11

支援の活用及び相談の状況④

◆初めて被害にあった際の相談相手・機関（複数回答）

	犯罪被害者等	財産被害	配偶者暴力	ストーカー行為等	児童虐待	性的な被害	交通事故	暴力被害
総数	819人	139人	114人	125人	109人	119人	104人	109人
家族	33.7%	45.3%	34.2%	45.6%	11.0%	26.1%	41.3%	28.4%
友人・知人	20.0%	18.7%	16.7%	40.0%	2.8%	21.8%	17.3%	20.2%
専門機関	18.6%	30.9%	9.6%	21.6%	2.8%	5.0%	28.8%	29.4%
その他	1.6%	1.4%	0.9%	1.6%	1.8%	0.8%	2.9%	1.8%
相談なし	44.2%	25.9%	50.9%	28.0%	84.4%	51.3%	32.7%	42.2%

相談をした相手としては家族が多いですが、それよりも相談をしていない方が多くいることが分かります。

【家族】 父、母、配偶者、兄弟姉妹、それ以外の家族・親族

【友人・知人】 勤務先と同僚・友人、勤務先の上司、学校などの友人、学校の先生・学生相談室・スクールカウンセラー、学校・勤務先以外の友人、交際相手

【専門機関】 弁護士・日本司法支援センター（法テラス）、地方公共団体の総合的対応窓口、児童相談所、性犯罪・性暴力被害者のためのフレストップ支援センター、その他の行政機関・福祉機関の相談窓口、警察、民間の犯罪被害者支援団体、医療機関

12

支援の活用及び相談の状況⑤

◆支援を受けた／制度を利用した機関・団体（複数回答）

いずれの機関・団体の支援も受けていない／制度も使っていない	74.8%	職場	2.0%	学校	1.0%
警察	16.6%	裁判制度	2.0%	児童相談所	0.5%
医療機関	3.3%	検察庁	1.6%	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	0.4%
弁護士会	2.7%	地方公共団体	1.5%	その他の福祉機関・行政機関	0.2%
日本司法支援センター	2.3%	民間の犯罪被害者支援団体・被害者団体・自助グループ	1.2%	その他	0.5%

犯罪被害にあったほとんどの方が、支援や制度の利用につながっていません。

13

支援の活用及び相談の状況⑥

◆被害を受けた直後、現在において必要な支援等（複数回答）

	直後	現在		直後	現在		直後	現在
事件・被害に関する話を聞いてもらう	20.1%	8.8%	生活全般の手伝い（買い物など身の回りのことを含む）	1.2%	1.0%	プライバシーなどへの配慮	4.6%	4.4%
役所等での手続補助	3.8%	2.1%	家族の介護に関する手助け	0.6%	0.2%	職場・学校などへの配慮	2.6%	1.3%
警察・検察との対応の手助け、付添い	12.5%	4.6%	こどもの世話に関する手助け	1.2%	0.4%	そっとしておいてもらうこと	5.7%	6.7%
司法手続のことを教えてもらう	5.0%	1.6%	こどもの進学・学習に関する支援	0.4%	0.6%	その他	0.1%	0.0%
弁護士の紹介	4.2%	2.0%	就労に関する支援	0.7%	0.7%	特になし	17.3%	29.2%
刑事裁判に関する手助け	2.7%	1.1%	経済的な支援	5.6%	4.8%	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	46.0%	43.6%
損害賠償に関する手助け	5.3%	2.1%	精神的な支援（カウンセリングなど）	9.0%	8.4%			
裁判所へ行く際の付添い	0.9%	0.2%	生活全般の手伝い（買い物など身の回りのことを含む）	1.2%	1.0%			
医療機関の紹介	5.0%	1.6%	家族の介護に関する手助け	0.6%	0.2%			
医療機関へ行く際の付添い	1.8%	0.6%	報道機関の対応の手助け	0.4%	0.1%			
住まいに関する支援（一時避難場所の確保や転居の手助けなど）	3.5%	1.7%	支援団体、自助グループ等の紹介	0.5%	0.5%			

知っていたら、支援の利用につながった可能性があります。

14

皆様をお願いしたいこと

犯罪被害にあわれた方やそのご家族の多くは…

- ・相談につながっていない
- ・関係機関の支援、制度を利用していない
- ・どのような支援が必要か分からない

必要なのは、多くの方に相談先や支援があることを知ってもらうことです！

- ・犯罪被害にあって悩んでいる方が身近にいたら、相談先や支援があることを案内してください。
- ・一日も早く平穏な生活を取り戻すための一助として、相談先や支援を活用してください。